

佐々木ゆりか

子どもの命を守るための対策について

- Q 全国的に子どもの自殺が大幅に増加し、2020年は小学生14人、中学生136人、高校生329人と痛ましい状況。対策は。
- A 相談は対面や電話、メール等で受付。学校の長期休業前に相談窓口を周知している。2020年10月には新型コロナウイルス感染症の影響等による児童生徒の心や体の変化を把握し、必要な支援をおこなうため「心とからだの健康調査」を実施。調査結果を活用した対応に努めている。
- Q 「心とからだの健康調査」は不登校やそれに近い状態にある児童生徒にも実施したか。
- A 未来塾に通う生徒も含め、欠席している児童生徒にも家庭訪問等により調査票を配布・回収。通常登校の児童生徒と同様の対応に努めてきた。



男女共同参画社会について

- Q 職員の育児休業、介護休業の取得状況は。
- A 2020年度には男性4名、女性10名が育児休業を取得。今後男性1名が取得見込み。介護休業については現在のところ取得見込みはない。
- Q 取得者について、近年の増減は。
- A 2018年度は男性1名、女性5名の計6名。2019年度は男性1名、女性7名の計8名。近年男性職員の取得が増えてきている。

鶴谷さとみ

被災者支援について

- Q 北海道胆振東部地震から2年半。大きな被害を受けた被災世帯への見守りや地域コミュニティ活動の支援について、制度上の支援等の区切りがついた後も継続していくことが必要。見解は。
- A 高齢の被災世帯も多く、関係部署と連携を図りながら、孤独や不安を低減させるための支援を継続する。



市民活動と市民参加・市民協働について

- Q コロナ禍で休止となっている活動団体の現状把握や、今後の活動再開に関わる相談対応、情報提供やサポートが必要。見解は。
- A 公益活動団体との協働指針に基づき、行政がパートナーとして協働していけるよう取り組む。

子ども・子育て施策について

- Q 北広島市子どもの貧困対策計画案について、「学ぶ権利」の保障として、学び直しのための環境整備の検討や支援策を盛り込むべき。
- A 様々な学習意欲に応えるため必要な情報提供に努め、社会的な課題に対応した学習機会や市民個々のライフステージに応じた学習機会の充実



佐々木ゆりか

北広島の環境について

土取り場、ソーラーパネル建設など民有地開発のガイドラインが必要と指摘しました。



ごみ処理について

プラスチックが経年劣化で小さく砕け、環境に流出するマイクロプラスチック汚染について、市民の意識を高めるため「脱プラスチック宣言」を行うことを提案しました。

鶴谷さとみ

高齢女性の単身世帯の貧困率が高まっている問題について

生活費の不安から介護の相談・利用ができない方が潜在していることから、相談窓口や補助制度など利用促進につながる周知を求めました。

介護・保育など、業種に応じた資格者を対象とする「福祉人材確保対策助成金」について

人材不足解消の視点から福祉事業所に就職し、働きながら資格取得をめざす方も対象となるよう、要件の見直しを求めました。

ひとことアンケート

■新型コロナウイルス感染症について、困っていることなどはありますか。

■最近、気になっていることに○をつけてください。

子育て 介護 災害対策 障がい者支援

ごみ処理 若者の就労 気候変動

核のゴミ 憲法改正 マイナンバー

■その他、気になることやご意見を記入ください。

■あなたの年齢 (以下は無記入可) 歳代

お名前

ご住所

お電話番号

佐々木ゆりか

ごみ減量化・資源化対策事業について

- Q 前年度にはなかった一般財源からの支出があるが、その要因は何か。
- A ミックスペーパー回収増による回収袋の作成枚数を増やしたことで、小型家電リサイクルの拠点回収で、これまで有償での引き取りだったものが運搬と処理の委託費を支出することになったことなどで事業費が増加。また、この事業の特定財源である資源ごみの売却益の減収、日本容器包装リサイクル協会拠出金が減額の見込みであることから一般財源で賄っている。

鶴谷さとみ

保育士就労促進事業「きたひろ手当」について

- Q 保育士対象の手当の創設に評価の声がある一方で、1日6時間以上、1ヶ月20日以上労働時間等の給付基準の対象とならない保育士の士気への影響が懸念される。人材確保施策を進めるうえで、ライフスタイルに合わせた働き方にも考慮していく必要があるが、市の見解は。
- A ささまざまな働き方への配慮が必要なことは理解しているが、待機児童を出さないために「きたひろ手当」を創設した。目的に沿って当面は継続していく。



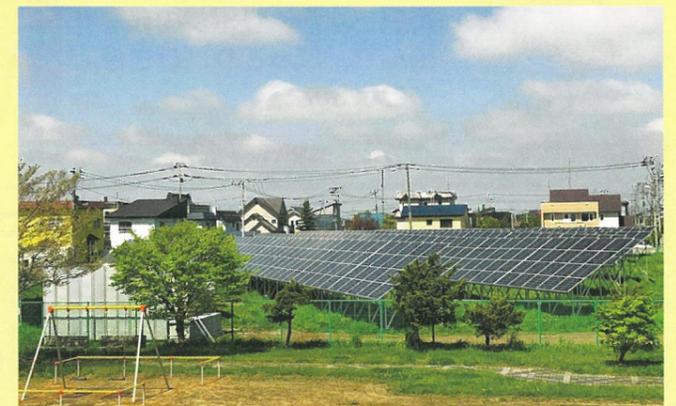
寄稿

事業用太陽光発電所を規制する条例制定の要望からガイドライン制定を実現

長沼町の住環境と太陽光発電を考える会 佐藤 憂穂

2020年秋、我が家に隣接する空き地を太陽光発電所にしたいと、東京の事業者がやってきました。「なぜ東京から、わざわざこんな場所に発電所を？」と疑問に思い、調べると…再生可能エネルギー推進を掲げ、個人投資家・投資会社等（海外含む）が、国と電力会社が定めた固定価格買取制度（FIT法）目当てに、全国の山林や田舎の土地にメガソーラーを建設していることを知りました。脱炭素の取り組みのはずが、森林伐採により山林の保水力が低下し土砂災害を誘発する原因となっていることや、市街地では景観破壊や反射光による気温上昇など、環境が悪化し地域住民とのトラブルが増えています。

太陽光発電所の建設に納得がいかず、住民有志で2つの会を立ち上げ、町長と町議会に陳情を提出、所管委員会で審議されました。2月には署名活動を展開し、2週間で1500筆が集まりました。2月25日、市街地と景観を守るため「太陽光発電事業所」設置基準条例を求める署名簿とともに、斎藤良彦町長へ私たちの声を届けました。「ガイドライン」は、この4月より施行、年内には条例化の予定です。今後は事業者との対話や学習会開催など、周知に向けた活動を継続していきます。



▲長沼の市街地に建てられた太陽光発電所